

歴史からたどる漁業制度の変遷 その8

— 働く漁民への漁場の解放 —

主任研究員 田口さつき

1 戦後の漁業制度の抜本的改革

1945年に日本は連合国に無条件降伏した。それ以後、占領軍総司令部(GHQ)は、軍国主義の排除と民主化という方針の下、戦前の体制の見直しを日本に迫った。

漁業制度についても、農地改革に続き、経済の民主化の一環として、抜本的に改正することとなった。一方、復員や引揚者の増加により食糧難が一層深刻化しており、漁業生産体制の立て直しが急務だった。

GHQが勧告を出し、日本の水産当局が反論や修正案を出すといった作業を通じて、漁業に関する法案が形成されていった。そのため、戦後の立法過程を踏まえると、現行の漁業法、水産業協同組合法の根底に流れる思想がより明確に見えるのである。

2 漁業生産力の停滞の原因

戦時に若手漁業者の軍隊への召集と大型漁船の軍事徴用、漁船の老朽化により、漁業生産力が急激に低下した。しかし、それだけでなく、戦前から水面が総合的に利用されていないことが発展を阻んでいたことを水産当局は認識していた。

漁場の利用は、「立体重複的であり、また技術的にも分割するのは不可能である」水産庁漁業基本対策史料刊行委員会編(以下「対策史料」)(1963、14頁)。例えば、同じ漁場でも冬は定置網が設置され、春夏秋は(定置網が撤去され)漁船が網を曳いて魚を漁獲することもある。

ある漁業の操業は他の漁業に確実に影響を及ぼすため、漁業者が話し合いを行って漁場の利用調整をする必要がある。しかし、当時、個人や企業に直接、漁業権が免許されており、その漁業権はほとんど見直しもなく存続期間が更新された。特に、優良漁場の漁業権は個

人や会社が保有し続けた。その結果、零細な漁業者は漁場から締め出された。また、網元(注)などの富裕層が漁業従事者を抑えつけた。つまり、「個人漁業権者は、本来漁民全体の総有であって総合利用すべき水面を漁業権の力によって他の漁業を排除して自己の漁場として独占し、私的利益のために全体の生産力を犠牲にして漁利を襲断ろうだんするとともに漁場の管理権を握ることによって漁民を支配」していた(水産庁経済課編(1950))。

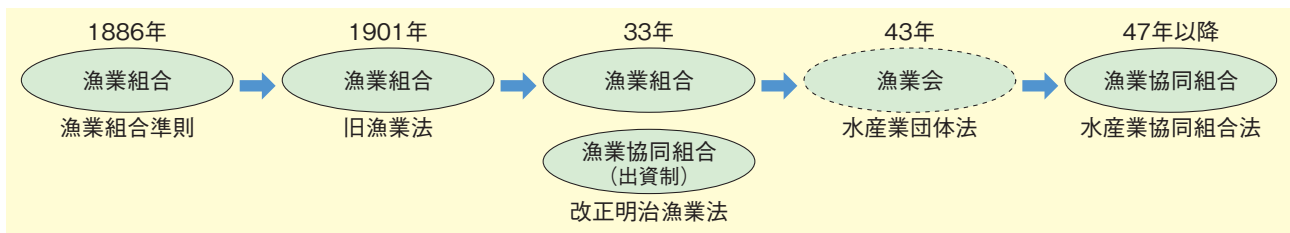
戦前もこの状況に対し、打開のため、「関係漁業者が自治協同の精神を基調として円満なる協調を遂げ漁場に於ける過度の自由競争の弊を矯めて、漁村経営を本位とする漁業の調整の計画を樹立実行」(水産社(1937))といった考えがあった。

実際に、昭和恐慌による漁村の窮乏化を受け、政府は「農山漁村経済更生計画樹立方針」(1932年)で漁業権を漁業組合に集中させようとしたものの、権利者に不当に強い力が与えられていたため、なかなか進捗しなかった。富裕層等による支配構造は、漁場を利用する人々に等しく発言権と議決権が保障されていなければ覆せなかった。つまり、漁業生産力の発展は漁業の民主主義と不可分なのだ。



出典 水産庁(1950)

第1図 漁業団体の変遷



資料 筆者作成

3 漁業調整のための機構について

戦後も日本の水産当局は新漁業法案の検討過程で、漁民団体への漁業権の集中化を一段と進めようとした。これは、漁民団体への「権利の集中保有を通じて、所得に基づく漁業権の恣意的行使の規制、小漁業との調整等による自主的漁業調整による総合的漁業秩序の維持、賃貸料形式による一部経営者による独占利潤の地元への還元等を可能とする」(対策史料、15頁)と考えられていたからだった。

しかし、このような考え方にソ連が強い共感を示したことで、米国は警戒した。その後、GHQは自ら漁業を営む者が漁業権を保有するべきという考えから漁業権の自営者優先と個人自由主義を水産当局に強く提案するようになった。ただ、この個人自由主義によれば、漁業権者が所有権のように自由に漁業権を賃貸、移転できるようにすべきであるが、これは自ら漁業を営む者が漁業権を保有するという考え方と相いれない。また、水面の総合利用のための細かな調整ができないという戦前の状況に戻ることを意味した。

一方、漁民団体への漁業権の集中についても、当時は網元等の権威が強く、「団体所有の陰にかくれた漁村の封建制の温存、あるいはまた地元漁民の私的結合として漁民団体が地元漁民の私利のみを考えることによる部落対立—漁場紛争を生む可能性」(対策史料、15頁)があった。そこで、水産当局は、漁業制度の

(注)漁民とは、現行漁業法で「漁業者又は漁業従事者たる個人」と定義されている。さらに同法では、「漁業者」とは、漁業を営む者をいい、「漁業従事者」とは、漁業者のために水産動植物の採捕又は養殖に従事する者である。

見直しについて「漁業権と協同組合の関係を充分検討するとともに委員会システムによりこれを調整する」とした。

4 先行した水産業協同組合法

漁業法案の作成当時、漁業者の組織として存在していたのは漁業会だった。1933年(昭和8年)の明治漁業法改正により出資制が導入され、出資制をとる漁業組合は漁業協同組合といわれるようになっていた(第1図)。しかし、戦時統制を推し進めるために43年(昭和18年)の水産業団体法が制定され、漁業会へと改変された。同法では、漁業会の人事は地方長官が決めるなど、自主性の発揮が妨げられた。

戦後は、GHQの指導の下、水産業団体法の一部が45年に改正され、漁業会の役員人事に関し任命制度の廃止などが盛り込まれた。

さらに、漁民による民主的な運営など協同組合原則を盛り込み、行政官庁の監督権を制限した水産業協同組合法(以下「水協法」)が48年(昭和23年)に制定された。これが現在の漁業協同組合の根拠法である。

この水協法は新漁業法と表裏一体をなすものであったが、新漁業法については、GHQの介入により法案作成が難航した。そのため、漁業会の資産の受け皿として漁業協同組合を創設させるため、水協法の成立が先行されたのである。

<参考文献>

- ・水産社(1937)『日本水産年報 第1輯 躍進水産業の全展望』
- ・水産庁(1950)『漁業制度改革のねらい』
- ・水産庁漁業基本対策史料刊行委員会編(1963)『漁業基本対策史料 第1巻』
- ・水産庁経済課編(1950)『漁業制度の改革 新漁業法條文解説』日本経済新聞社

(たぐち さつき)